

石川県における企業の森づくり活動及び
森林整備活動 CO2 吸収量認証に関する実施要領

(令和 5 年 4 月 10 日森管第 97 号)

第 1 章 趣旨

(趣旨)

第 1 この要領は、企業、NPO、地域住民等の組織する団体等（以下「企業等」という。）が社会貢献活動として森林整備等を実施する場合の手続きや実施方法、並びに森林整備活動を実施した際の二酸化炭素吸収量の認定に係る申請方法等に関する事項を定め、森林の持つ公益的機能の向上を図りつつ、森林・林業に対する理解を深めることを目的として定める。

(定義)

第 2 「いしかわ企業の森づくり活動」（以下、「森づくり活動」という。）とは、本要領または「県有林における企業の森づくり活動実施方針（平成 22 年 1 月 5 日）」に基づき、石川県内で行なう森づくりのことをいう。
2 本要領における「森林整備活動」とは、植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐のことをいう。

第 2 章 企業の森づくり

(参加資格)

第 3 森づくり活動への参加資格は、社会貢献活動として、森林整備等を自主的に行ない、健全な森林の造成を推進する意思を持つ企業等とする。

(活動要件)

第 4 企業等が、森づくり活動を行なうにあたっては、森林が果たしている県土の保全、水源のかん養及び自然環境の保全等の公益的機能を増進するための活動とし、業務によるもの又は営利を目的としたもの以外に限るものとする。

2 企業等が森づくり活動を行うにあたっては、森林の土地の所有者（以下、「所有者」という。）との間において土地の使用許可を得るものとし、所有者との間の活動に関する協定（別紙様式 1）を締結するものとする。

ただし、企業等がいしかわ森林環境基金事業による緩衝帯整備事業の実施後の維持管理活動を行う場合は、事業を実施した地区の代表者と協定（別紙様式 2）を締結するものとする。

- 3 企業等は、森づくり活動の実施計画書（別紙様式3）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。
- 4 企業等は、当年度の森づくり活動が終了した場合は、森づくり活動の実績記録書（別紙様式4）を作成するものとする。

（森づくり活動の登録・抹消）

- 第5 企業等が、森づくり活動として県への登録を希望する場合は、森林の公益的機能の発揮及び森林の健全な育成が図られるよう、活動内容の適否について活動地区を管轄する農林総合事務所長（以下「所長」という。）の審査を受けるものとする。
 - 2 登録を希望する企業等は、いしかわ企業の森づくり活動の適否に関する審査申込書（別紙様式5）によりあらかじめ所長に申込むとともに、実施計画書を所長に提出するものとする。
 - 3 所長は、企業等から審査の申込みがあった場合は、別表によりその活動内容を審査し、活動内容の適否を決定するものとする。
 - 4 所長は、適否を決定した企業等について、その結果を（別紙様式6）により通知するとともに、審査に適合した企業についてはいしかわ企業の森づくり活動台帳（別紙様式7）に登録し、森林管理課長（以下「課長」という。）に報告するものとする。

また、その活動が緩衝帯の維持管理活動にあたる場合は、当該事業を実施した市町に情報提供するものとする。
 - 5 所長は、登録された企業等が森づくり活動の更新を希望する場合、いしかわ企業の森づくり活動に関する登録内容の変更届出書（別紙様式8）を提出するよう指導するものとし、提出を受けた場合は更新できるものとする。
 - 6 所長は、前項に掲げる手続きを行わない企業等については、登録から抹消できるものとする。
 - 7 所長は、登録の更新または抹消をしたときは、課長に報告するものとする。
 - 8 登録された企業等は、実施計画書に基づき、確実に活動を実施するものとするほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 各種法令を遵守するとともに、活動区域に関係する各種団体、近隣住民等に配慮し、円滑に活動を進めること。
 - (2) 所長が実施する企業の森づくりに関する調査に協力するほか、必要に応じて活動に関する資料を提供すること。
 - 9 所長は、前項に掲げる事項が遵守されない場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（現地活動への支援について）

- 第6 所長は、登録された企業等から森づくり活動の支援要請があった場合は、職員を派遣する等し、支援にあたるものとする。

(県有林における企業の森づくり活動について)

第7 所長は、企業等が県有林においていしかわ企業の森づくり活動を実施する場合は、本指針によらず、「県有林における企業の森づくり活動実施方針（平成22年1月5日）」に定められた手続きをとるよう指導するものとする。

第3章 森林整備活動CO2吸収量認証

(認証概要)

第8 企業等が森林整備活動を実施した森林において、1年間に吸収されると考えられる二酸化炭素量を証書により認証するものとする。

(申請資格)

第9 石川県内で営利を目的としない森林整備活動を実施した企業等であって、所有者と森林の使用に関する協定等の文書を取り交わしていること。または、所有者と森林の使用に関する協定等の文書を取り交わしている企業等と、その活動のサポート（以下、「森林整備サポート活動」という。）に関する協定等の文書を取り交わしていること。

2 原則、対象となる森林の面積は、実測面積で0.3ha以上であること。

(認証申請の方法)

第10 二酸化炭素吸収量の認証を受けようとする企業等は、県が別に定める期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書（別紙様式4）を県（農林総合事務所経由）に対して提出することとする。

- (1) 申請書の名称及び所在地
- (2) 森林整備活動の時期、内容
- (3) 森林整備活動を実施した森林の詳細（樹種、林齢、面積）
- (4) 活動を実施した森林の位置図（縮尺1/50,000程度）
- (5) 活動区域図（縮尺1/1,000から1/5,000程度）
- (6) 活動状況が分かる写真
- (7) 協定書等の写し

(調査・算定)

第11 県は、企業等から認証申請書の提出があった場合は、別に定める「石川の森整備活動現地調査方法」に基づく調査を行い、二酸化炭素吸収量の算定を行う。

(審査)

第12 県は、第11に定める調査・算定結果をもって、森林整備活動を実施した森林における二酸化炭素吸収量の認証の可否について審査を行う。

(認証要件)

第 13 二酸化炭素吸収量の認証は、以下の条件をすべて満たす場合に行う。

- (1) 申請者が申請資格を有すること。
- (2) 認証対象となる森林において、原則として申請日以前の 1 年以内に森林整備活動が行われていること。ただし、前年度に認証されている活動は除く。
- (3) 実施された森林整備活動が適切であり、将来、健全な森林として生育することが期待されること。
- (4) 現況が森林であり、当面、開発等の土地の改変が行われる予定がないこと。
- (5) その他、認証に支障がないこと。

(認証)

第 14 県は、第 13 に定める認証要件を踏まえて、申請者に対して認証の可否を通知する。など、認証を行う場合には、証書の交付をもってこれに替えることができる。

(認証の利用)

第 15 証書は、環境貢献活動や社会貢献活動の証として、広く広報活動に用いることができる。ただし、証書に記載された二酸化炭素吸収量を取引することはできない。

(森林整備サポート活動による認証)

第 16 森林整備サポート活動を実施した企業等から申請があった場合、県は当該森林に係る吸収量を「森林整備サポート活動を実施した森林の吸収量」として認証する。

- 2 森林整備サポート活動を受けて、活動を実施した企業等から申請があった場合は、協力団体の名称を記載した証書を交付する。

(その他)

第 17 その他本事業を進めるうえで必要事項がある場合は、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

別 表

＜「いしかわ企業の森づくり活動」の適否の判断基準＞

- ・実施時期、森林の所在、活動項目、活動スケジュール、活動責任者の氏名及び連絡先、活動を実施するに当たっての指導予定者が明記されていること
- ・添付資料（位置図、活動区域図）に示す位置及び範囲が正確に記載されていること。
- ・第3の参加資格を有していること。
- ・第4の活動要件を満たしていること。（第4の（4）については、見込みがあること。）
- ・活動が県土の保全、水源涵養、良好な景観の創出又は生物多様性の保全等、森林の公益的機能の発揮に資するものであること。
- ・活動が植樹、下刈り、除間伐、枝打ち等の森林整備作業又はこれと合わせて行う自然観察、森林浴、木工作等の森林を利用したイベントであること。
- ・森林の整備を通じて地域社会に貢献する内容であること。
- ・その他、活動内容として所長が適正と認めるものであること。

(別紙様式1)

(標準例)

いしかわ企業の森づくり活動の実施に関する協定書

森林所有者(以下「甲」という。)と株式会社(以下「乙」という。)は、石川県における企業の森づくり活動に関する指針(以下「実施方針」という。)に基づき、乙が社会貢献活動として「いしかわ企業の森づくり活動」(以下「活動」という)を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、甲乙相互の連携・協力により、活動が円滑に実施されることを目的とし、甲及び乙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第2 乙は、実施方針の規定を承認し、これに従うものとする。

(活動区域)

第3 甲は、市・町・村大字のうち ha(別添図面に示す範囲)において、乙が活動を行うことを認める。

(活動の実施)

第4 乙の活動はいしかわ企業の森づくり活動実施計画書のとおりとするほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、甲の指示に従うとともに、確実に活動を実施すること。
- (2) 乙は、森林整備・自然環境保全等についての知識・技術を有している指導者を確保すること。
- (3) 乙は、活動区域に関係する各種団体、近隣住民と協働することにより、円滑に活動を進めること。

(入林の際の手続き)

第5 乙は、入林する場合は、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を書面(FAX並びにE-Mailも可)等により甲に連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、いしかわ企業の森づくり活動実施計画書以外の行為を行う場合には、甲に事前に連絡し、甲の指示に従うものとする。

(安全確保等の措置)

第6 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、甲は一切の責任を負わない。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所毎に安全確保の責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 活動参加者を必要に応じ傷害保険等へ加入させること。
- (3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は甲に速やかに連絡すること。

(法令等の遵守)

第7 乙は、活動の対象となる森林に係る法令、条例、規則等を遵守しなければならない。また、活動にあたり他法令等で定める手続きが必要な場合は、乙が行うものとする。

(山火事防止等の措置)

第8 乙は、活動に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動参加者に対して、火気の使用の禁止を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡すること。
- (2) 活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導し、確実に実施させること。
- (3) 活動区域及びその周辺における環境美化に努めること。
- (4) 活動区域内に希少動植物が生息・生育する場合は、必要に応じ専門家に調査を依頼するとともにその保護に万全を期すこと。

(損害賠償)

第9 乙は、その責に帰すべき事由により、森林内の立木竹、その他の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償しなければならない。

(連絡調整)

第10 甲は、活動区域に係る森林を甲の森林管理方針に従い自ら森林整備を行う等、乙の活動に支障が生じる恐れがある場合には、事前に乙に連絡し調整するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第11 甲は、活動が円滑に実施されるよう、必要な助言等の協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12 この協定は、 年 月 日から 年 月 日までの間効力を有するものとする。ただし、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(立木竹等の権利)

第13 乙は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる所有権等のいかなる権利を有しないものとする。

(活動の経費)

第14 活動にかかる経費は、乙がこれを全額負担するものとする。

(協議及び協定の変更)

第15 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。また、協定の内容について変更の必要が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行い、変更協定を締結できるものとする。

(協定の破棄)

第16 甲は、次に該当する場合は、協定を破棄することができるものとする。

- (1) 活動区域に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に違反する行為があり、甲の請求に従わない場合
- (3) 協定に基づいた活動の実施の見込みがない場合、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- (4) 活動区域の全部又は一部を甲の都合により別目的の用に供する必要が生じた場合
- (5) 対象森林の管理・運営に支障を及ぼし又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (6) その他必要が生じた場合

年 月 日

(甲) 森林所有者

印

(乙) 株式会社

住所

氏名

印

(別紙様式 2)

(標準例)

いしかわ企業の森づくり活動の実施に関する協定書

地区代表者（以下「甲」という。）及び株式会社（以下「乙」という。）は、石川県における企業の森づくり活動に関する指針（以下「実施方針」という。）に基づき、乙が社会貢献活動として「いしかわ企業の森づくり活動」（以下「活動」という）を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 この協定は、甲乙相互の連携・協力により、活動が円滑に実施されることを目的とし、甲乙は、いずれも信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第2 乙は、実施方針の規定を承認し、これに従うものとする。

(活動区域)

第3 甲は、市・町・村大字 のうち ha (別添図面に示す範囲) において、乙が活動を行うことを認める。

(活動の実施)

第4 乙の活動はいしかわ企業の森づくり活動実施計画書のとおりとするほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、確実に活動を実施すること。
- (2) 乙は、森林整備・自然環境保全等についての知識・技術を有している指導者を確保すること。
- (3) 乙は、活動区域に関係する各種団体、近隣住民と協働することにより、円滑に活動を進めること。

(活動の円滑な実施への協力)

第5 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう、活動区域に関係する各種団体、近隣住民との協働体制作りに努めるものとし、必要な助言等の協力を行うものとする。

(入林の際の手続き)

第6 入林に際しては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、入林する場合は、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を書面 (FAX 並びに E-Mail も可) 等により甲に連絡し、必要

な調整を行うものとする。また、乙は、いしかわ企業の森づくり活動実施計画書以外の行為を行う場合には、甲に事前に連絡し、甲の了承を得るものとする。

(2) 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合、事前に近隣住民に活動日、活動内容等を周知するものとする。

(安全確保等の措置)

第7 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、甲は一切の責任を負わない。

(1) 活動の実施の都度、実施場所毎に安全確保の責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

(2) 活動参加者を必要に応じ傷害保険等へ加入させること。

(3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は甲に速やかに連絡すること。

(法令等の遵守)

第8 乙は、活動の対象となる森林に係る法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(山火事防止等の措置)

第9 乙は、活動に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 活動参加者に対して、火気の使用の禁止を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡すること。

(2) 活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導し、確実に実施させること。

(3) 活動区域及びその周辺における環境美化に努めること。

(4) 活動区域内に希少動植物が生息・生育する場合は、甲及び市町に速やかに連絡し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 乙は、その責に帰すべき事由により、森林内の立木竹、その他の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償しなければならない。

(連絡調整)

第11 甲は、活動区域に係る森林を甲の森林管理方針に従い自ら森林整備を行う等、乙の活動に支障が生じる恐れがある場合には、事前に乙に連絡し調整するものとする。

(協定の有効期間)

第12 この協定は、 年 月 日から 年 月 日までの間
効力を有するものとする。ただし、甲乙の協議により更新できるものとする。

(立木竹等の権利)

第13 乙は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる所有権等の
いかなる権利を有しないものとする。

(活動の経費)

第14 活動にかかる経費は、乙がこれを全額負担するものとする。

(協議及び協定の変更)

第15 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない
事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。また、協
定の内容について変更の必要が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を
行い、変更協定を締結できるものとする。

(協定の破棄)

第16 甲は、次に該当する場合は、協定を破棄することができるものとする。

(1) 活動区域の全部又は一部を甲の都合により別目的の用に供する必要
が生じた場合

(2) その他必要が生じた場合

年 月 日

(甲) 地区代表者

印

(乙) 株式会社

住所

氏名

印

(別紙様式3)

いしかわ企業の森づくり活動実施計画書

住 所

名 称

代表者氏名

連絡先(活動責任者氏名・電話・FAX等)

1 実施時期 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 森林の所在 市 町 大字 字 地番 ha

3 活動項目 森林環境調査、保育(つる伐り、除・間伐)、草刈、植樹、
環境美化活動、緩衝帯の維持管理

4 活動スケジュール

実施時期	活動の内容	参加人数	面積	備考
計				

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 工作物等を設置した場合は、その内容を記載すること。
- ・ 植栽を計画する場合は、樹種、本数等について記載すること。

5 活動責任者の氏名及び連絡先

6 活動を実施するにあたっての指導予定者

7 添付書類

- ・ 土地の使用許可書またはそれに準じる書類
- ・ いしかわ企業の森づくり活動の実施に関する協定書またはそれに準じる書類
- ・ 位置図(縮尺 1/50,000 程度)
- ・ 活動区域図(縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度)

(別紙様式4) ※企業の森づくり活動実績報告及びCO₂吸収量認証を申請する場合

年 月 日

石川県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
連絡先 (活動責任者氏名・電話・FAX等)

いしかわ企業の森づくり活動実績記録書兼
森林整備活動 CO₂ 吸収量認証申請書

このことについて、企業の森づくりによる森林整備を実施したので、活動実績を以下のとおり報告するとともに、当該森林における二酸化炭素吸収量の認証申請を以下のとおり申請します。

1 活動区域の位置

市 町 大字 字 地番

2 年度活動実績

実施時期	活動の内容	参加人数	樹種	林齢	面積	備考
計						

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 工作物等を設置した場合は、その内容を記載すること。
- ・ 樹種・林齢が複数ある場合は、各々について記載すること。
- ・ 樹種欄は、「スギ、ヒノキ、アテ、マツ、ケヤキ、その他広葉樹」の6種から選択すること。
- ・ 面積は実測値を記載すること。
- ・ 活動を実施した森林の位置図及び活動区域図(縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度の実測図)を添付すること。
- ・ 活動状況が分かる写真を添付すること。

3 開発等森林改変予定の有無

有 ・ 無 (有の場合はその内容 :)

4 共同実施者がいる場合には、その名称及び所在地

名称 : 所在地 :

(別紙様式4) ※企業の森づくり活動実績のみ報告する場合

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名
連絡先 (活動責任者氏名・電話・FAX等)

いしかわ企業の森づくり活動実績記録書

このことについて、企業の森づくりによる森林整備を実施したので、活動実績を以下のとおり報告します。

1 活動区域の位置

市 町 大字 字 地番

2 年度活動実績

実施時期	活動の内容	参加人数	面積	備考
計				

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 工作物等を設置した場合は、その内容を記載すること。
- ・ 活動を実施した森林の位置図及び活動区域図(縮尺 1/1,000 から 1/5,000 程度の実測図)を添付すること。
- ・ 活動状況が分かる写真を添付すること。

(別紙様式4) ※CO₂吸収量認証のみ申請する場合

年 月 日

石川県知事

殿

住 所

名 称

代表者氏名

連絡先(活動責任者氏名・電話・FAX等)

森林整備活動 CO₂ 吸収量認証申請書

このことについて、以下のとおり森林整備活動を実施したので、当該森林における二酸化炭素吸収量の認証申請を以下のとおり申請します。

1 活動区域の位置

市 町 大字 字 地番

2 年度活動実績

実施時期	活動の内容	樹種	林齢	面積	備考
計					

(注)

- ・ 活動の内容欄は、「植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、その他」の別を記載すること。
- ・ 樹種・林齢が複数ある場合は、各々について記載すること。
- ・ 樹種欄は、「スギ、ヒノキ、アテ、マツ、ケヤキ、その他広葉樹」の6種から選択すること。
- ・ 面積は実測値を記載すること。
- ・ 活動を実施した森林の位置図及び活動区域図(縮尺1/1,000から1/5,000程度の実測図)を添付すること。
- ・ 活動状況が分かる写真を添付すること。

3 森林所有者との協定等の有無

有 ・ 無 (有りの場合は協定書の写しを添付)

4 開発等森林改変予定の有無

有 ・ 無 (有の場合はその内容：)

5 共同実施者がいる場合には、その名称及び所在地

名称：

所在地：

(別紙様式5)

年 月 日

石川県〇〇農林総合事務所長 殿

住 所

名 称

代表者 職・氏名

いしかわ企業の森づくり活動の適否に関する審査申込書

いしかわ企業の森づくり活動として、登録を希望するので、別添、いしかわ企業の森づくり活動実施計画書（別紙様式3）のとおり、活動内容の適否について審査を申し込みます。

(別紙様式6)

森管第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者 職・氏名 様

石川県〇〇農林総合事務所長

審査の結果通知

(適合しない場合)

いしかわ企業の森づくり活動としての活動内容の適否について、次の通り審査結果を通知します。

記

審査結果	否
------	---

(適合する場合)

いしかわ企業の森づくり活動としての活動内容の適否について、次の通り審査結果を通知するとともに、台帳に登録します。

審査結果	適
------	---

石川県〇〇農林総合事務所

TEL:
FAX:

(別紙様式8)

年 月 日

石川県〇〇農林総合事務所長 殿

住 所
名 称
代表者 職・氏名

いしかわ企業の森づくり活動に関する登録内容の変更届出書

石川県における企業の森づくり活動に関する指針第5の5の規定に基づき、下記の通り、登録内容の変更を届け出ます。

記

- 1 活動の区域及び内容
別紙、いしかわ企業の森づくり活動実施計画書のとおり
- 2 その他